

阿蘇市子ども読書活動推進計画(素案)

平成24年 月

阿蘇市

目 次

はじめに.....	1
-----------	---

第 1 章 基本的な考え方

1 計画策定の背景.....	2
2 本市における子どもの読書活動の現状.....	2
3 計画策定の目的.....	3
4 計画の方針.....	4
5 計画の期間及び対象.....	4

第 2 章 具体的な取組

1 家庭における子ども読書活動の推進.....	5
2 幼稚園保育園における子ども読書活動の推進.....	6
3 学校における子ども読書活動の推進.....	7
4 市立図書館における子ども読書活動の推進.....	8

第 3 章 公共図書館と学校・関係機関との連携・協働と推進体制

1 公共図書館と学校図書室間の連携・協働.....	9
2 公共図書館と関係機関との連携・協働.....	9
3 関係機関との連携・協働イメージ図.....	9

附帯資料

子どもの読書活動推進に関する法律.....	10
衆議院文部科学委員会における附帯決議.....	12

はじめに

子どもたちは本を読むことで、言葉を学び、感情を理解し、世界を想像する力を身に付けます。私たちが子ども時代にもそうであったように、全ての子どもたちに共通する大切な時間です。子どもたちの読書離れが危惧され始めたのは、彼は十数年以上前になります。平成13年に国は『子どもの読書活動の推進に関する法律』を制定しました。法律をもって、国や地方公共団体の責務を明確にし、子どもたちの読書環境の整備や読書活動を推進するべく大きなうねりを作り出しました。法律制定後、各地で子どもの読書活動についてさまざまな推進運動が行われ、今日に至っています。

本市においても、ブックスタートを始め、移動図書館車の巡回や読み聞かせボランティア、学校での朝の読書など子どもたちを対象とした読書活動の推進に努めてまいりました。

近年、ゲームやインターネットの普及により、読書が子どもたちの生活から遠ざかっているように感じられます。しかし、本当に子どもたちの読書離れは進んでいるのでしょうか。そして、メディアの発達がその障害となっているのでしょうか。

今回、本計画を策定するにあたって、市内小中学生を対象に読書活動に関するアンケートを実施しました。詳細については後述しますが、本市においても、また全国的に見ても子どもの読書量は年々増加してきています。読書離れが危惧されて久しい昨今、子どもたちはさまざまな働きかけにより読書を楽しむ術を知り得たのです。今こそ、より良い読書活動の推進のために私たち大人が、子どもたちに読書の面白さと同時に楽しみ方を教え導いていく時期にきています。映像は、一瞬で見る者を惹きつけ、多くの情報を私たちに与えてくれます。しかし、読書には豊かな想像力や表現力を育て、また読後の達成感や自信を持たせる力があります。現代に生きる子どもたちが、人生をよりよく深く生きる力を身に付けていく上で、読書は欠かせないもののひとつなのです。先述のように本市では、様々な読書活動の推進に取り組んでまいりましたが、残念ながら一貫した方向性を持たず、あらゆる立場で各々が読書活動の推進に努めてまいりました。

そのような中、子どもの読書活動を推進する上で、子どもを取囲む立場にある全ての者が協力し、市全体でより有効な読書活動の推進を図るため「子ども読書活動推進計画」をまとめました。これを基本とし、図書館を始め、学校、家庭等における読書活動が益々活発になるよう目指してまいります。

子どもの読書活動に尽力されている方々はもとより、市民の皆様にも広く「子ども読書活動推進計画」の趣旨をご理解いただき、読書活動の推進にご助力いただければと思います。

第 1 章 - 基本的な考え方

1 計画策定の背景

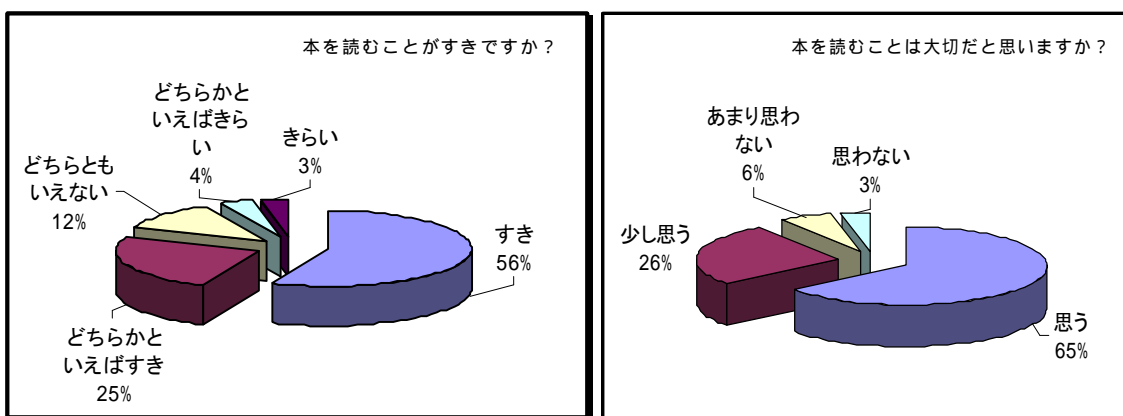
平成 13 年 12 月に『子どもの読書活動の推進に関する法律』が制定され、子どもの読書活動の現場は大きく変化しました。読み聞かせボランティアや朝の読書などが活発に行われるようになり、子どもの読書活動に大きな注目が集まりました。それというのも、犯罪の低年齢化が取沙汰され、子どもたちの心身ともに健全な成長を願う社会の機運が背景となり、子ども時代に育むべき感受性や想像力欠如、及びコミュニケーションの不足が未成年犯罪の主だった要因であると指摘され、これを改善すべく読書活動の推進が叫ばれるようになりました。

現在では、そうした多くの取り組みにより子どもの読書離れもある程度解消され、より良い読書活動推進への新たな局面を迎えています。本市においても、子どもの健全な成長を願い「子ども読書活動推進計画」を策定し、すべての子どもたちが優れた読書環境のもと、よりよい読書活動を行うことができるよう関係団体や地域が一丸となり取り組んでいく必要があります。

2 本市における子どもの読書活動の現状

阿蘇市の子どもたちの読書活動の現状を調査するべく平成 21 年 10 月に「子どもの読書活動に関するアンケート」(以下「読書アンケート」)を実施しました。

読書アンケートによると「本を読むことが好きですか」の問いに「好き」、「どちらかといえば好き」と答えた児童生徒の割合は、81%でした。また、「本を読むことは大切だと思いますか」の問いに「思う」、「少し思う」と答えた児童生徒の割合は、91%でした。しかし、「学校が休みの日、どんなことをして過ごしていますか」の問いに「読書をする」と答えた児童生徒の割合は8%でした。この結果から、子どもたちは家庭で読書以外のことに時間を費やしていることがわかります。



また、今回の読書アンケートの結果から、1ヶ月の平均読書冊数は、小学生が8.9冊、中学生が2.7冊であることがわかっています。2009年に実施された第55回読書調査と比較した下記の表を見ると、小学生の月平均読書冊数は全国平均とほぼ同率の数値でありながら、中学生になると全国平均を下回ります。また、「不読者」の割合は、小学生が1.3%、中学生が13.6%となっており、全国と比較すると、小学生は4ポイント上回り、中学生では、ほぼ同率となっています。

項目	区分	阿蘇市	全国
1ヶ月の平均読書量	小学生	8.9冊	8.6冊
	中学生	2.7冊	3.7冊
不読者の割合	小学生	1.3%	5.4%
	中学生	13.6%	13.2%

* 第55回読書調査…全国学校図書館協議会が、毎日新聞社と共同で行っている全国小中学校の児童生徒を対象とした読書状況調査(2009.5実施)

* 不読者…1ヶ月間に1冊も本を読まなかった者

3 計画策定の目的

先述のとおり国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、子どもの読書活動の推進についての基本理念や、それに伴う国、地方公共団体の責務を明らかにしました。同法に基づき、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、県は平成16年7月に「熊本県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。また、市町村については同法第9条第2項において、「市町村は、子どもの読書活動推進基本計画（都道府県子どもの読書活動推進計画が策定されているときは、子どもの読書活動推進基本計画及び都道府県子どもの読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなくてはならない」となっています。

本市においても、国、県の子どもの読書活動推進計画の基本理念を軸とし、現在の本市の子どもの読書活動の現状を鑑み、すべての子どもたちに平等な読書環境の整備、よりよい読書活動の手助けとなる人材の育成、子どもの読書活動に理解を求める広報活動など、今以上に、子どもたちの読書活動が活発になり、またそれによって子どもたちが心豊かに健やかに成長することを願い、本計画を策定するものです。

本計画は、子どもの読書活動の推進における今後の施策の方向性や具体的な取組みを示すものです。

4 計画の方針

家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

家庭、地域、学校において、子どもが身近に本を感じ、自然と読書活動を行える機会の提供に努めます。

子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備充実

子どもの読書活動を推進するため、市全域の当該施設において読書環境の見直しを図り、平等な施設や設備の整備に努めます。

図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップによる取組みの推進

読書活動の中心的存在として、図書館、学校、ボランティア間の体制強化を図り、柔軟な取組みやイベントの充実に努めます。

ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、障がいのある子どもや長期療養中の子どもやへき地に住む子どもなどサービスを受けることが困難な子どもに対して、特に配慮した活動に努めます。

社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

子どもたちの読書活動の推進について、広く市民に理解や協力を仰ぐための啓発広報に努めます。

5 計画の期間及び対象

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までのおおむね5年間とする。

本計画の対象は、15歳以下の児童生徒とする。

第2章 - 具体的な取組

1 家庭における子ども読書活動の推進

家庭における子ども読書活動の推進については、保護者の読書活動への理解や協力が不可欠です。幼少期においては、家庭での読み聞かせなどによって、読書が習慣化されやすくなり、また、本を身近に感じることで自然と読書に親しむ環境が形成されます。

また、保護者が読書をすることにより、より自然に読書を生活の一部として捉えることができます。保護者のとる行動は、子どもに対して強い影響力を持つことから、少ない時間でも大きな成果を生むことができます。

家庭でのこのような環境づくりは、保護者へ“読書が子どもたちの健やかな成長を育むものである”ことを啓発することから始まります。現在、本市では、本を通じて親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、7カ月児を対象にブックスタート^{*}を行っています。

目標と取組 “おうちで読書・かぞくと読書”

保護者に対して読書活動への理解を求め、よりよい読書環境を提供するため、広く市民への広報活動に努めなければなりません。子どもが本に親しむ環境をつくるため、7カ月児を対象として実施しているブックスタート事業を広く一般の方にも知ってもらい、「おうちで読書・かぞくと読書」を推進するため、保護者と子どもたちが一緒に楽しめる本を集め、お知らせ端末等を使用した子ども読書活動の啓発に努めます。また、実際に保護者が子どもたちに読み聞かせを行うことで、読書の大切さや有意性を知り、主体的に読書活動に係わることができるよう、読み聞かせボランティアの支援に努めます。

*ブックスタート

ブックスタートは、すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本を手渡す活動です。本市では、7か月健診時に図書館職員とお話ボランティアで実施しています。

配布物：コットンバック、よだれかけ、イラストアドバイス集、絵本2冊、市立図書館利用案内、赤ちゃんのブックリスト、お話ボランティア会員募集のお知らせ

【目標値】

項目	算出方法等	現状	目標値
ブックスタートの配布率	配布数 ÷ 対象児数	97%	現状維持

2 幼稚園・保育園における子ども読書活動の推進

保育園・幼稚園は、家庭とともに子どもが一日の多くの時間を過ごす場であり、子どもの心身の成長に深いかわりをもっています。また、子どもにとっては、初めての集団生活で多くのことを学ぶ場です。

そして、この時期に多くの子どもたちは読書へのはじめの一步を踏み出すのです。集団の中では、先生や友だちと一緒に絵本や物語を見たり聞いたりします。友だちの反応や興味・関心などに応じて家庭とは違った読書体験ができます。

このように、日常の中で本と出会い、親しむことは、一人ひとりの子どもたちの言葉や遊びに広がっていくこととなります。また、読み聞かせやおはなし会など、人の温かみを体験することで、人とのかわりや安心感を覚え、その後の人格形成に大きな影響を与えられます。

目標と取組 “ 聞く読書・見る読書 ”

幼稚園や保育園または子育て支援センターで、子どもたちは絵本や物語を先生や大人に読んでもらうことから読書が始まります。聞く読書・見る読書の始まりです。

この時期に幼稚園や保育園では、移動図書館車の利用を促進するとともに読み聞かせや紙芝居、おはなし会をする機会を多く持ち、子どもたちがお話を楽しみ、いつでも本とふれあえる環境づくりに努めます。また、保護者への家庭での読み聞かせの推進を図り、図書館と連携し多くの本との出会いを子どもたちに提供するように努めます。

【目標値】

項目	算出方法等	現 状	目標値
移動図書館車巡回率 (対象：市内保育園・幼稚園・子育て支援センター)	移動図書館車の巡回率の計算式 現在巡回している施設 ÷ 対象とする施設 × 100	52%	100%

3 学校における子ども読書活動の推進

学校は、子どもたちが最も読書をする場であり、活発な読書活動を推進しています。本市の子どもたちは、学校で本を読むことが多く、また、本を読む機会を多く与えられています。この中で、重要になるのが学校図書室の存在です。すべての学校に図書室があり、子どもたちの発達段階にあわせた図書を所蔵しています。しかしながら、自ら本を読むことを始めたばかりの子どもたちには本を選んだり、事柄を調べたりする方法を教えることが必要です。多くの本の中から、自分の興味や関心のある本を選ぶ力が必要になります。読書することは、読解力や文章力を鍛え、創造力を育みます。読書によって感性を磨くことは、子どもたちの成長に大きな影響を与えます。

目標と取組 “読書へのいざない”

現在、本市には小学校が11校、中学校が4校（平成24年3月現在）ありますが、子どもたちの多くは学校図書室で本を借りています。学校図書室は子どもたちの興味や欲求に応える環境を用意する必要があります。図書館資料の充実、施設の整備、専門的職員の支援や配置を適切に行い、機能する学校図書室づくりに努めます。また、小学校時に培われた読書力は子どもたちの大きな生きる力となります。ボランティアによるおはなし会の開催や各学校の図書委員会の交流など読書活動を推進するイベントを開催し、子どもたちの読書活動を幅広く支援します。また、調べ学習の充実を図るため図書資料の収集を行い、生徒の自主学習を助ける機能を持った学校図書室づくりに努めます。情報化社会の中で成長する子どもたちのために図書館利用教育やIT社会に適應できるような体制づくりに力を入れ、情報収集能力の育成に努めます。

【目標値】

項目	算出方法等	現状	目標値
児童生徒の1ヶ月の読書冊数1冊以上の割合	1ヶ月に読んだ本の冊数をアンケート調査する。 (対象：小中学生)	小学校：99% 中学校：86%	共に現状維持

4 市立図書館における子ども読書活動の推進

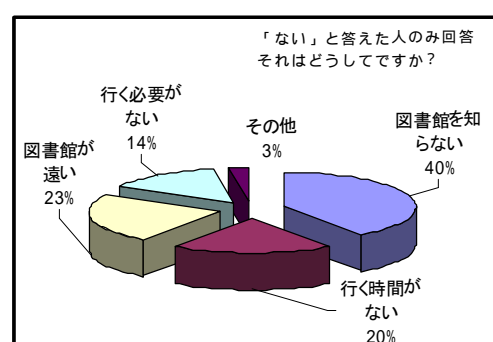
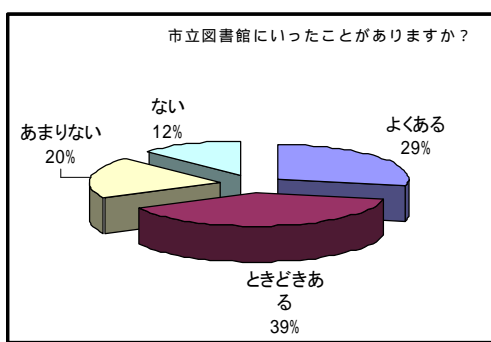
市立図書館は、読書活動の拠点施設です。よって、読書活動の推進において、中心となり目標に向けて努力しなければなりません。現在、市立図書館は市内に2箇所あり、図書室が1箇所あります。その他に、移動図書館車を1台所有しています。

現在、市立図書館では、乳幼児に向けたブックスタートの他、保育園への移動図書館車の巡回、学級文庫の資料支援を行っています。また、月に1度お話ボランティアによるお話会を実施しています。貸出数は年々増加傾向にあります。図書館の存在意義を広く市民にアピールし、利用登録者数を増やすことが求められます。

目標と取組 “読書の輪をつくる”

以下のグラフを見るとわかるように「図書館にいったことがない」「図書館を知らない」子どもたちがいることは、図書館において非常に残念な結果であり、子どもの読書活動の推進を考えると最も反省しなければならない点です。このことから、子どもたちに図書館を知り、活用してもらう環境を作り出すことに全力を注がなければなりません。子どもたちに図書館を知ってもらい、活用してもらうきっかけづくりとして図書館まつりをはじめとした各種イベントを企画し、利用促進を図るとともに図書館利用カードの普及促進に努めます。また、図書館から遠くの地域に住む子どもたちにも移動図書館車を利用し、公平な図書館サービスに努めます。これまで以上に市内の保育園や幼稚園、学校など子どもたちが集う場所に対して図書館から積極的に行動し、読書活動の推進拠点施設としての役割を果たすべく努めます。

子どもたちが係る団体・施設等に対し、図書館資料の貸出や図書館利用教育を支援し、図書館運営のアドバイスや訪問活動など学校図書室のフォローアップに努めます。また、情報拠点施設としてインターネットやHP等の機能充実を図ります。



【目標値】

項目	算出方法等	現状	目標値
利用カードの普及率	利用カード登録者数 ÷ 人口	13,009人 ÷ 28,647人 45.4%	50%
1人あたりの貸出点数	貸出点数 ÷ 年度末住基人口	154,269冊 ÷ 28,647人 5.4冊	5.8冊

第3章 - 公共図書館と学校・関係機関との連携・協働と推進体制

1 公共図書館と学校図書室間の連携・協働

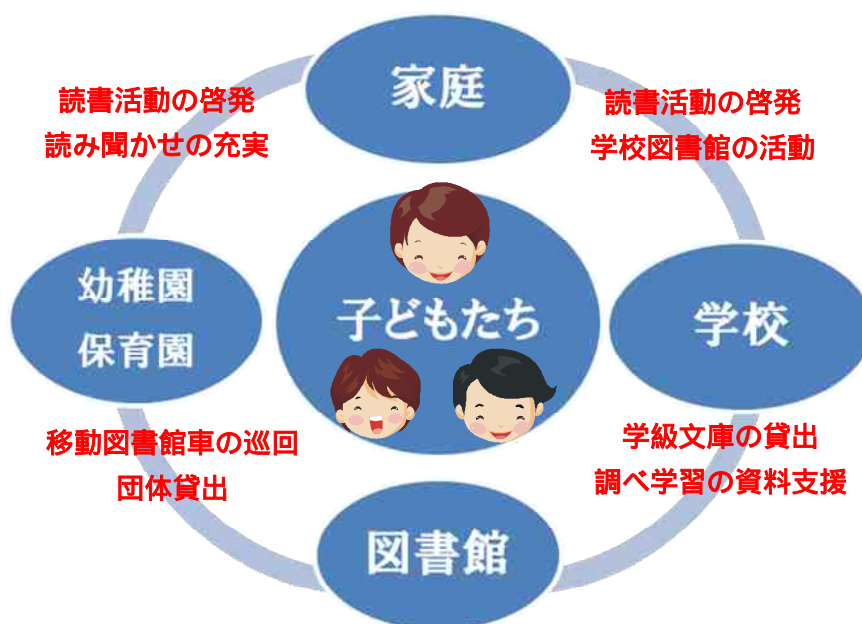
子どもたちの読書活動推進のため、公共図書館と学校図書室の間で以下の連携・協働を進めます。

必要な資料の貸借
調べ学習などの資料相談
情報交換会の開催
体験学習の受け入れ
移動図書館「あそ号」の乗り入れ
おはなし講座の充実

2 公共図書館と関係機関との連携・協働

本市の子ども読書活動推進計画を有効にするためには、各関係機関と連携・協働が不可欠です。子どもたちが多くの本と出会い、本を楽しむ機会を得られるようにするためにも、関係する機関や団体が集い情報交換をする場を設けていきます。

3 関係機関との連携・協働イメージ図



子どもの読書活動の推進に関する法律 平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必

要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことのできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。